


船舶事故調査報告書

令和5年1月18日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

| | |
|--|--|
| 事故種類 | 乗組員死亡 |
| 発生日時 | 令和3年9月23日 15時50分ごろ（死亡時刻：17時21分） |
| 発生場所 | 千葉県勝浦市勝浦東部漁港南東方沖 上総豊浜港防波堤灯台から真方位113°250m付近 （概位 北緯35°09.2′ 東経140°20.0′） |
| 事故の概要 | 漁船 ^{かず} 和丸は、航行中、甲板員が落水して溺死した。 |
| 事故調査の経過 | 令和3年10月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | 漁船 和丸、1.26トン CB3-74500（漁船登録番号）、個人所有 5.76m（Lr）×1.64m×0.61m、FRP ガソリン機関（船外機）、30kW（漁船原簿による）、昭和53年 12月27日（写真1参照） <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">写真1 本船</p> |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 62歳 一級小型船舶操縦士・特殊・特定 免許登録日 昭和59年2月2日 免許証交付日 平成30年6月4日 （令和6年2月1日まで有効） 甲板員 88歳 操縦免許等 なし |
| 死傷者等 | 死亡 1人（甲板員） |

| | |
|--------------|--|
| <p>損傷</p> | <p>なし</p> |
| <p>気象・海象</p> | <p>気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約6m/s、視界 良好 海象：波高 約1.0m、水温 約23℃</p> |
| <p>事故の経過</p> | <p>本船は、船長及び船長の家族が甲板員として乗り組み、えび刺し網漁の目的で、刺し網を積み、勝浦東部漁港南東方沖の漁場に向け、令和3年9月23日15時30分ごろ僚船と共に同漁港を出港した。</p> <p>本船は、15時32分ごろ漁場に到着したのち、刺し網を仕掛けては少しずつ移動することを繰り返し、甲板員が船体中央部に置いた空籠に船首方を向いて腰を掛けて船首部のかんぬきを掴み、船長が船尾の外縁に腰を掛け、左手で船外機の舵柄を持ち、約5ノットの対地速力で南東進中、15時50分ごろ右舷船首方から急に大きな波を受けて船体が動揺し、固定されていなかった空籠が横滑りなどして、本船から甲板員が落水した。(写真2参照)</p> <div data-bbox="564 792 1410 1144" data-label="Image"> </div> <p>写真2 甲板員の当時の状況 (イメージ)</p> <p>船長は、甲板員が落水したことに気づき、本船を反転させて甲板員の救助に当たったものの、救助が上手くいかず、甲板員の姿を見失い、付近の搜索を始めた。</p> <p>帰港していた僚船の船長(以下「僚船船長」という。)は、本船が戻らないので、何かあったのではないのかと思い、勝浦東部漁港を出港して本船に向かったところ、甲板員が落水したことを船長から聞き、応援が必要と思い、一旦帰港した。</p> <p>所属する漁業協同組合の数隻の僚船は、本船から甲板員が落水したことを僚船船長から知らされ、勝浦東部漁港を出港し、甲板員の搜索を開始した。</p> <p>甲板員は、16時25分ごろ、うつ伏せの状態で見失われているのを他の僚船の船長が発見され、他の僚船に救助されて勝浦東部漁港に戻った。</p> <p>漁業協同組合担当者は、組合員から甲板員が落水した連絡を受け、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>船長は、甲板員の発見を僚船船長から告げられたのち、勝浦東部漁港に戻った。</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>甲板員は、救命処置が行われ、到着した救急車によって、市内の病院に搬送されたものの、17時21分ごろ医師により死亡が確認され、死因が短時間での溺死の疑いと検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p> |
| その他の事項 | <p>船長及び甲板員は、本事故当時、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>甲板員は、泳ぎが得意であり、本事故当時、七分丈の上着、半ズボン、ゴム長靴を着用しており、体調不良を訴えていなかった。</p> <p>船長及び甲板員は、本事故当時、携帯電話を持っていなかった。</p> <p>本船が所属する漁業協同組合は、救命胴衣の着用を図る目的で、所属する漁師の集会が行われた際、口頭での説明及びポスター等を用いて周知する活動を行っていた。</p> |
| 分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析 | <p>あり</p> <p>なし</p> <p>不明</p> <p>甲板員の死因は、短時間での溺死の疑いであった。</p> <p>甲板員は、南の風約6m/s、波高約1mの状況下、勝浦東部漁港南東方沖において南東進中、船体中央部の甲板上に置いた固定されていなかった空籠に腰を掛けた状態でいたことから、右舷船首方から波を受けた際、船体の動揺等により、固定されていなかった空籠が横滑りなどして、体勢を崩して落水して溺死したものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、南の風約6m/s、波高約1mの状況下、本船が勝浦東部漁港南東方沖において南東進中、甲板員が、船体中央部の甲板上に置いた空籠に腰を掛けた状態でいたため、右舷船首方から波を受けた際、船体の動揺等により、固定されていなかった空籠が横滑りなどして、体勢を崩して落水して溺死したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の乗船者は、空籠等の固定されていない場所に腰を掛けるのではなく、安定した場所に腰を掛けるなどし、船体の動揺等に備え、船体構造物等を両手で掴むなどして落水防止処置を採ること。 ・ 小型船舶の乗組員は、暴露甲板上では、救命胴衣を着用すること。 ・ 小型船舶の乗船者は、防水パックに入れるなどの防水処置を施した携帯電話等を所持するよう努めること。 |

付図1 事故発生場所概略図

